

琵琶湖国定公園 伊吹山自然再生事業の変更について

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

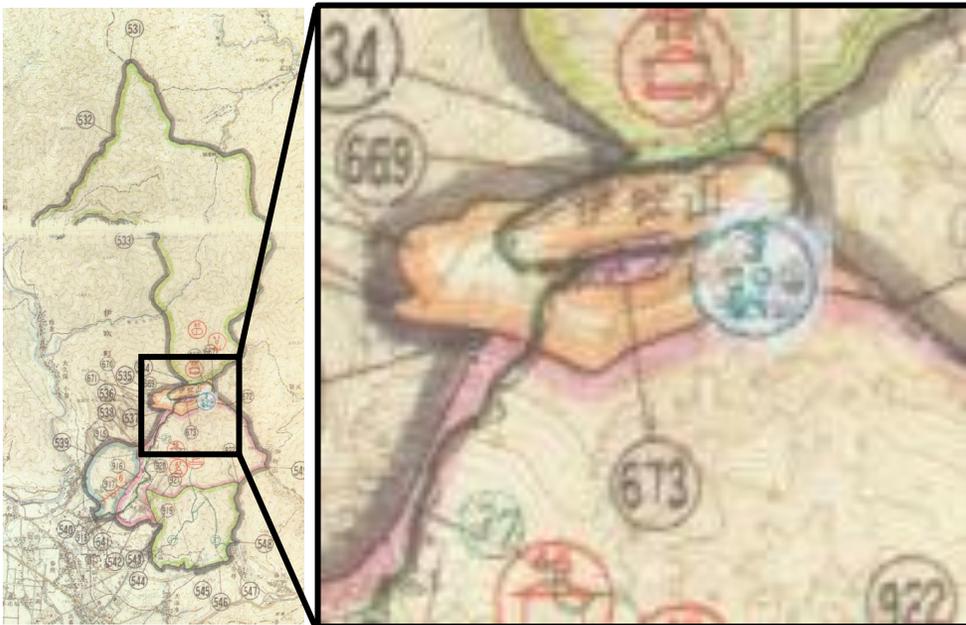
変更

琵琶湖国定公園 伊吹山自然再生事業 (自然再生施設)

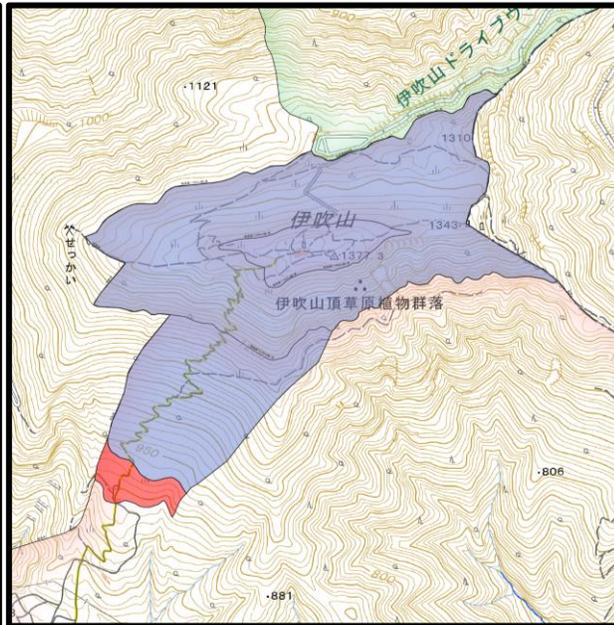
区域面積：102ha(実測106ha)→101ha
執行者(予定者)：滋賀県、米原市

特別保護地区、第2種特別地域

●位置図(公園計画図)



●公園事業区域図



○伊吹山(標高1,377m)は、滋賀県と岐阜県の県境にそびえる滋賀県の最高峰である。

○山頂お花畑は、伊吹山固有種など多様な植物が群生し、平成15年には国指定天然記念物伊吹山頂草原植物群落に指定された。

南側斜面 5合目からの様子



山頂お花畑の様子

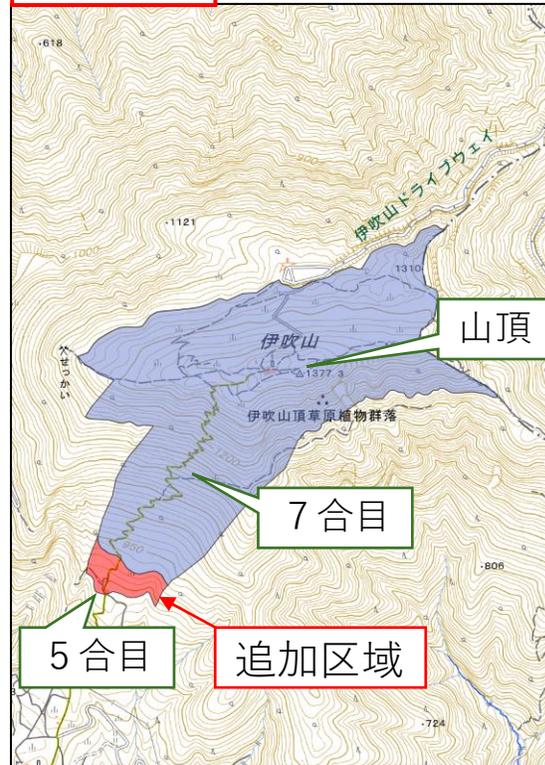


●公園事業区域図

変更前



変更後



ニホンジカによって壊された山頂
周辺の獣害防止柵



表登山道崩落箇所例（7合目）



- 公園事業決定時（平成20年度）は、山頂お花畑における低木やススキの繁茂、外来植物の侵入などの影響や、山頂部一帯と登山道周辺における利用者の踏み荒らしによる希少な植物の減少が生じており、植生復元のために自然再生事業に取り組んできた。
- 近年では、ニホンジカの食害により、山頂お花畑の衰退および群落構成種の変化ならびに南側斜面の裸地化が進行し、これに加えて南側斜面では降雨の影響により土壌浸食が深刻化している。このような状況を鑑み、これまでの事業実施状況と今後の事業実施の可能性を踏まえ、自然再生事業の区域を変更し、生物多様性保全および登山者の安全確保のため、植生復元および南側斜面の安定化に向けた対策に取り組む必要がある。